

清水・三保地区における新たな移動支援サービスについて

- 先月、「清水・三保地区における新たな移動支援サービス」の運行形態等に関する意見照会をした結果は、別紙の通りある。
(意見を頂いた方は、おもに町内在住の委員)
- 今回の意見照会により、検討項目の全てを判断することは出来ないが、傾向としては、町が事業主体となり、運行ダイヤを定めずドア・ツー・ドア方式で運行することが望まれている。
- また、車両はジャンボタクシー程度の大きさが適当で、運行エリアは、町内だけでなく町外医療機関への利用が求められている。
- これらを踏まえると、今後の検討を進めるにあたっては、令和4年度の試行運行の形態を基本とした事業骨子案の作成を進めていきたい。
- なお、神奈川県の場合は、「県では、運行形態は、町と地域との協議により決めるべきものと考えている。」という意見もあることから、今後、町では、作成した事業骨子案により、地域の方との話し合いの場を早期に設定したいと考えている。

清水・三保地区における新たな移動支援サービスに対する意見について

1. 運行形態に関する検討項目についてのご意見

検討項目	考えられる選択肢	委員意見
1. 運営主体	①市町村自らが運営主体 ②市町村以外が運営主体 (商工会、社会福祉協議会、NPO法人等)	・委員A：①が良い ・委員B：①が良い ・委員C：運行形態・運行経費等を踏まえて検討すべき ・委員D：①が良い ・委員E：②が良い(町からの委託事業) ・委員F：①が良い
2. 運行方式	①ドア・ツー・ドア方式 ②基本路線方式(バス停あり)	・委員A：①が良い ・委員B：①が良い ・委員C：理想は①だが②も有効 ・委員D：①が良い ・委員E：①が良い ・委員F：②が良い
3. 車両サイズ 及び台数	①中型 or 小型バス ②ジャンボタクシー ③セダン型タクシー	・委員A：③が良い ・委員B：①②が良い ・委員C：②③が良い ・委員D：②が良い ・委員E：③と軽ワゴンが良い ・委員F：②が良い
4. 運行エリア	①隣接市町村を含む ②当該市町村のみ ③市町村内の一部エリア(or 旧町内)	・委員A：①が良い ・委員B：①が良い ・委員C：①が良い(松田駅・足柄上HPまで) ・委員D：②が良い ・委員E：①が良い(隣接市町村は医療機関に限定) ・委員F：未回答
5. 運行曜日	①毎日運行 ②平日・土曜運行 ③平日のみ運行	・委員A：③が良い ・委員B：②が良い ・委員C：②が良い ・委員D：③が良い ・委員E：③が良い ・委員F：③が良い
6. 運行時間帯	①昼間時間帯のみ ②朝夕の通勤・通学時間帯も含む	・委員A：①が良い ・委員B：②が良い ・委員C：②が良い ・委員D：①が良い ・委員E：①が良い ・委員F：②が良い
7. 運行ダイヤ	①基本ダイヤあり ②基本ダイヤなし	・委員A：②が良い ・委員B：②が良い ・委員C：②が良い ・委員D：②が良い ・委員E：未回答 ・委員F：①が良い
8. 運賃の形態	①ゾーン制運賃	・委員A：③が良い ・委員B：①が良い

	②均一運賃 ③対キロ運賃	・委員C：②が良い ・委員D：①が良い ・委員E：①が良い ・委員F：③が良い
9. 運賃水準	100円～500円程度 ※1つのエリア内の場合	・委員A：未回答 ・委員B：未回答 ・委員C：運行形態が決まってから検討すべき ・委員D：100円～500円程度 ・委員E：未回答 ・委員F：未回答
10. 利用対象者	①制限なし(外部の来訪者も利用可) ②自治体住民限定 ③高齢者限定	・委員A：③が良い ・委員B：未回答 ・委員C：②が良い ・委員D：②が良い ・委員E：未回答 ・委員F：未回答
11. 利用者登録	①あり ②なし	・委員A：①が良い ・委員B：未回答 ・委員C：①が良い ・委員D：②が良い ・委員E：未回答 ・委員F：未回答
12. 予約制限	①当日(リアルタイム、30分前まで等) ②前日まで	・委員A：②が良い ・委員B：無回答 ・委員C：予約・配車の方法が決まってから検討すべき ・委員D：②が良い ・委員E：未回答 ・委員F：未回答

2. その他のご意見

- ・1～12の検討項目は、それぞれにメリデメがあることから、貴町と地域の方々との協議により決めるものと考えており、県としてこれが良いという意見はありません。地域に合ったやり方があると思いますので、地域公共交通会議などの場を通じて一緒に考えていければと考えています。
- ・利用者の確保と需要と供給のバランスを維持し継続的なサービス提供体制を整備する必要があると思います。交通関連の町民アンケートは過去にも実施されていますが、実際に利用する可能性の高い地域や世代の意向を何らかの方法で確認し、内容を検討していく必要があるのではないのでしょうか。
- ・現在、福祉課では移動支援事業として、山間地の高齢者を対象とする「福祉タクシー事業」と要介護者等を対象とする福祉有償運送に該当する「移送サービス」を実施しています。「福祉タクシー事業」は対象者や用途が新サービスと重複すると考えられたため、廃止の必要性があると思います。「移送サービス」については、公共交通を単独で利用できない方を対象としているため、事業を継続する必要があると思われます。
- ・運転手が地元の方であれば、利用者はより安心感があると思う。